

令和 6 年 1 月 25 日
監査委員決定

令和 6 年度 調布市監査計画

1 目的

この計画は、調布市監査基準（以下「監査基準」といいます。）に基づき、令和 6 年度に監査委員が実施する監査等について必要な事項を定めることにより、効率的かつ効果的に監査等を実施し、もって市の事務事業の適正な執行を確保することを目的とします。

2 基本方針

令和 6 年度の監査等は、監査基準に基づき、次の基本方針により実施します。

(1) 監査等の観点

市の事務事業について、合規性・正確性の観点はもとより、経済性・効率性・有効性の観点にも留意して監査等を実施します。

(2) 是正・改善に資する助言等

違法・不正の指摘にとどまらず、事務事業のは是正・改善につながる助言等に努めます。

(3) 効率的かつ効果的な監査等の実施

監査等の対象に係るリスクの重要度が高いものについて重点的に監査手続を実施し、また、監査等で得られた情報等で目的が関連するものを相互に連携させることにより、効率的かつ効果的な監査等を実施します。

(4) 監査等の実効性の確保

監査等の実効性を確保するため、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、是正・改善を求めます。

(5) 監査委員等の専門性の向上

監査委員及び補助職員は、その職務が監査基準に基づいて遂行されるよう、積極的な研修への参加等により、専門能力の向上や知識の蓄積に努めます。

(6) 分かりやすい情報の提供

監査等の結果の情報は市民に分かりやすい内容となるよう努め、速やかに発信します。

3 監査等の指針

令和6年度の監査等については、次の指針により実施します。

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項（行政監査））

令和5年度及び令和6年度の市における事務事業の執行全般を対象に実施します。

財務に関する事務はもとより、経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう以て、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施します。

また、工事監査については、令和6年度に実施している工事を対象とし、計画、設計、積算、契約、施工等が適切かつ合理的、経済的に行われているか、工程、品質、安全等の管理並びに材料、出来高等の検査及び監督が適切に行われているか等を主眼として実施します。

(2) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体等を対象に、令和5年度及び令和6年度の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、また、所管課による当該団体等への指導監督が適切に行われているかを主眼として実施します。

(3) 決算等審査

令和5年度決算を対象として実施します。

ア 各会計歳入歳出決算審査（地方自治法第233条第2項）

会計管理者が調製する各会計の決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行、資金運用並びに財産及び市の経営に係る事業の管理の状況について審査します。

イ 下水道事業会計決算審査（地方公営企業法第30条第2項）

市長が調製する下水道事業会計の決算計数が適正なものとなってい

るか確認するとともに、下水道事業の経営成績及び財政状況について審査します。

ウ 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

定額運用基金における運用状況を示す書類の計数が正確で適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って確実かつ効率的に行われているかについて審査します。

(4) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査します。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計の毎月の現金の出納事務が正確に行われているかについて検査します。

また、併せて行う書類検査については、提出を受けた収支に係る会計伝票の点検を行い、法令等に基づいた適正な手続が行われているかに着目して実施します。

(6) 隨時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）

監査委員が必要と認めるとき、定期監査に準じて実施します。

4 監査等の種類、対象、時期等

監査等の種類、対象、時期等は、次のとおりとします。

監査等の種類	対象	実施時期	報告・公表時期
第1回定期監査	生活文化 スポーツ部	令和6年4月 ～同年6月	令和6年6月
第2回定期監査	環境部	令和6年9月 ～同年11月	令和6年11月
第3回定期監査 (工事監査)	工事の内容、進 捗状況等に応じ 決定	監査委員が必要 と認める時期	同左
財政援助団体等 監査	社会福祉法人調 布市社会福祉事 業団	令和6年10月 ～令和7年2月	令和7年3月
決算審査 (基金運用状況 審査を含む。)	一般会計、各特 別会計及び下水 道事業会計並び に各基金	令和6年7月 ～同年8月	令和6年8月
健全化判断比率 等審査	健全化判断比 率・資金不足比 率		
例月出納検査	現金出納事務等	令和6年4月 ～令和7年3月	毎月
隨時監査	監査委員が必要 と認める事項	監査委員が必要 と認める時期	同左